

第2章 基本構想

第2章 基本構想

1 基本方針

浜田市のまちづくりを進めるに当たり、次の3つの基本方針を設定します。

(1) 浜田らしい魅力あるまちづくり（「独自性」、「実行性」）

豊かな自然と温かい人情を誇りに、多彩な地域資源や地域の個性を活かし、浜田らしい魅力を創造するまちづくりを進めます。

(2) 協働による持続可能なまちづくり（「共感性」、「持続性」）

市民、事業者、行政の全ての主体がお互いの立場に応じた役割分担のもと、多様な場面で協働し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。

(3) 近隣自治体と連携し、県西部の発展をリードするまちづくり（「発展性」）

島根県西部の広域的な発展をリードする中核都市として、近隣自治体などと連携したまちづくりを進めます。

2 将来像

浜田市が目指す将来像を次のとおりとします。

住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田
～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすまち ～

〔将来像に込めた思い〕

市民の皆さんが、将来にわたって浜田市に「住みたい、住んでよかった」と思うことができ、本市の多彩な地域資源を最大限に発揮できる魅力いっぱいの元気な浜田市を目指します。

また、本市の美しく豊かな自然と、市民の温かい人情、そして人の絆を大切にすまちを目指します。

3 基本構想の期間

基本構想の期間は、平成28年度（2016年）を初年度として、平成37年度（2025年度）を目標年度とする10年間とします。

4 まちづくりの大綱

将来像の実現するために、次の7つの「まちづくり大綱」を掲げ、積極的に推進します。

I 活力のある産業を育て雇用をつくるまち

【産業経済部門】

農林水産業や商工業などの既存産業と観光とのネットワーク化を進め、活力のある産業を創造するまちを目指します。

II 健康でいきいきと暮らせるまち

【健康福祉部門】

保健・医療・福祉サービスが充実し、誰もが安心して生活できる環境を備えた健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち

【教育文化部門】

自ら学び高めあう学習活動を推進し、郷土に誇りを持った次世代を担う人を育むまちを目指します。

IV 自然環境を守り活かすまち

【環境部門】

豊かな自然や美しい景観を引き継ぐため、適切にリサイクル推進に努めるとともに、自然エネルギーの活用を推進するまちを目指します。

V 生活基盤が整った快適に暮らせるまち

【生活基盤部門】

生活の基盤となる道路や鉄道、港湾などの交通基盤を充実するとともに、情報通信基盤を整備し、快適に暮らせるまちを目指します。

VI 安全で安心して暮らせるまち

【防災・防犯・消防部門】

市民と行政が協働で、地域の防災や防犯活動を推進し、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

VII 協働による持続可能なまち

【地域振興部門】

市民や地域団体、企業、NPO、行政が協働し、地域課題の解決や新たな取り組みを進め、持続可能なまちを目指します。

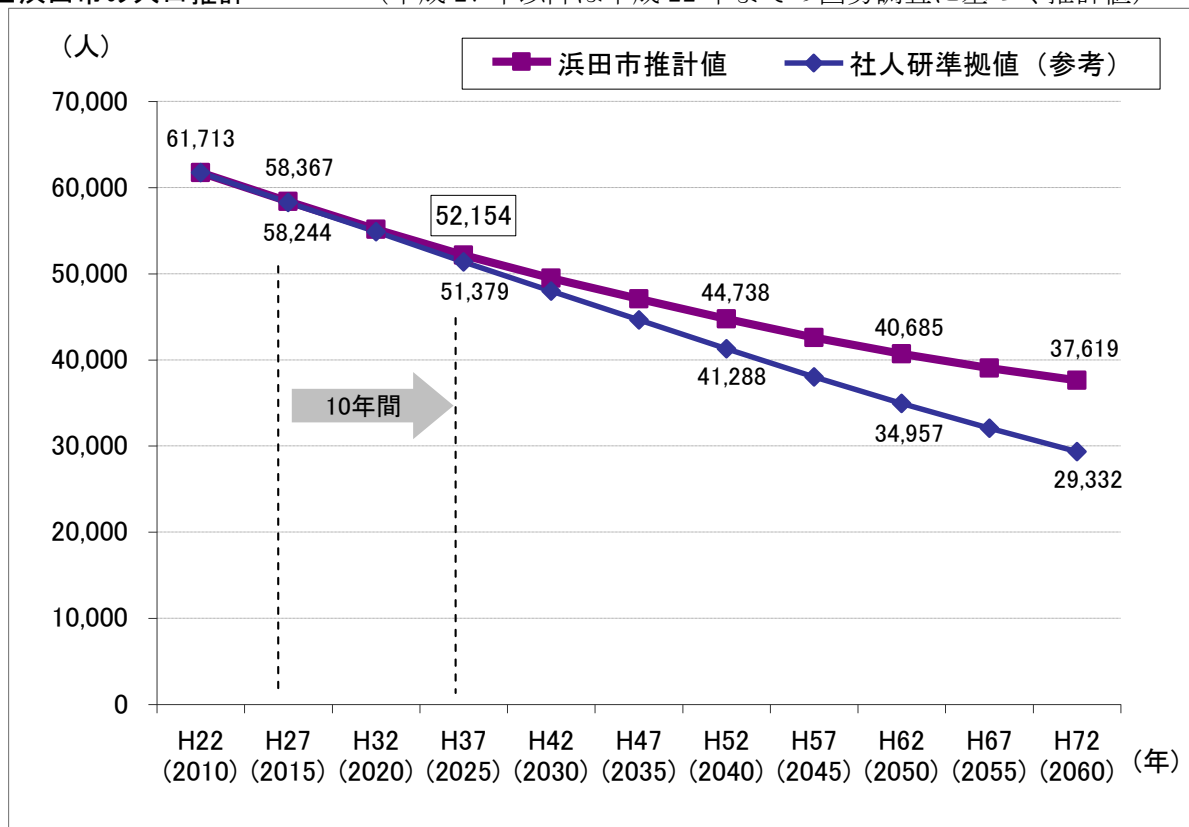
5 基本指標

10年後の基本指標を次のとおり設定します。

| 基本指標 | 現 状 | 平成 37 年度 (目標・推計値) |
|-------------------|-----------------------------------|----------------------|
| 人 口 (国勢調査) | (平成 27 年推計値) 58,367 人 | 52,000 人 |
| 出生数 (住民基本台帳) | (平成 26 年度実績値) 年間 442 人 | 年間 400 人 |
| 社会増減数 (住民基本台帳) | (平成 26 年度実績値) 年間 ▲319 人 | 年間 ▲200 人 |

※「出生数」と「社会増減数」は、年度（4月～翌年3月）の住民基本台帳による。

■浜田市の人口推計 (平成 27 年以降は平成 22 年までの国勢調査に基づく推計値)



※「社人研準拠値」は、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した人口推計値による。

■浜田市の出生数・社会増減数推移

(単位: 人)

| | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) | H25 (2013) | H26 (2014) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 出生数 | 452 | 453 | 439 | 415 | 442 |
| 社会増減数 | ▲ 91 | ▲ 200 | ▲ 204 | ▲ 282 | ▲ 319 |

6 土地利用構想

(1) 土地利用の基本方針

各地域の魅力や特性を活かして次の4つのゾーンを設定し、将来像の実現に向けて効率的で効果的な土地利用の推進に努めます。

- ①「経済・文化交流都市ゾーン」
- ②「水産資源保全・活用ゾーン」
- ③「ふるさと交流・定住ゾーン」
- ④「森林資源保全・活用ゾーン」

また、各ゾーンにおける特性や地理的条件を踏まえて整備拠点エリアを設定し、各ゾーンを結んだ広域的ネットワーク化により、海辺部と農村部、山間地域の連携強化を図りながら、魅力あふれる一体的なまちづくりに努めます。

(2) 土地利用の方向性

① 経済・文化交流都市ゾーン

浜田自治区の市街地を経済機能と学習・学術文化に関する交流機能等が集積し、本市の中核拠点にふさわしい都市基盤を備えた「経済・文化交流都市ゾーン」として整備します。

② 水産資源保全・活用ゾーン

日本海に面した海岸地域と水産資源を有効に活用し、生産性の高い漁業振興と多彩な交流機能の充実を図る「水産資源保全・活用ゾーン」として整備します。

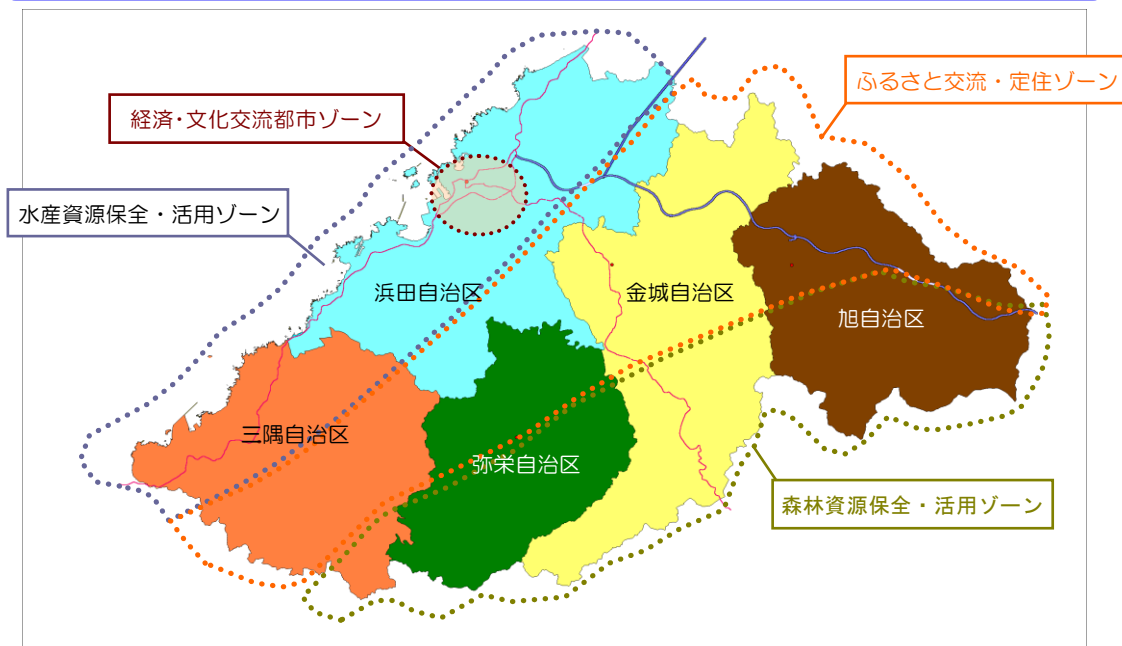
③ ふるさと交流・定住ゾーン

浜田自治区の郊外と金城・旭・弥栄・三隅自治区を美しい農村環境と生活基盤が充実し、都市との交流が促進される便利で快適な定住機能を持つ「ふるさと交流・定住ゾーン」として整備します。

④ 森林資源保全・活用ゾーン

中国山地に広がる山林地帯を自然環境保全、レクリエーション、水源かん養、新たな資源活用等、豊かな森林の保全と多面的な活用を図る「森林資源保全・活用ゾーン」として整備します。

■土地利用のイメージ



空白
(調整ページ)